

東洋英和女学院役員の報酬等の支給の基準

〔 2020(令和 2)年 2 月 28 日
制 定 〕

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東洋英和女学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第 39 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 無報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等は、無報酬とする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、別表第 1 の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 別表第 1(1) 毎月 21 日（ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。年額の 12 分の 1 の額を分割支給）
 - (2) 別表第 1(2) 毎年 6 月及び 12 月（年額の 2 分の 1 の額を分割支給）
- 2 別表第 2 の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった日の翌月 21 日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。）
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定す

る本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、東洋英和女学院内国旅費規程及び東洋英和女学院海外旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。